⑦ 医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会

**■　令和元年度の開催実績**

【第１回　令和元年12月25日　開催】

* 医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会の運営等について
* 大阪府における医療的ケア児者支援のための取組について
* 医療的ケア児者に関する実態把握調査について
* 医療依存度の高い重症心身障がい児者等の支援に関わるｺｰﾃﾞｲﾈｰﾀｰについて
* 府内市町村における「協議の場」の設置状況について情報共有

（H30までに設置済み：24市町

　令和元年度末まで設置予定：13市町

　令和２年度設置予定：2町村

　未定：4市町）

【第２回　令和2年2月5日　開催】

* 令和元年度第１回医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会の振り返りについて
* 医療的ケア児に関する実態把握調査について
* 医療依存度の高い重症心身障がい児者等の支援に関わるｺｰﾃﾞｲﾈｰﾀｰの役割について

**■　令和元年度の検討結果の概要**

**■　医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会**

＜部会等の検討テーマ／令和元年度中の到達目標＞

医療依存度の高い重症心身障がい児者等とその家族が安心して地域生活を送れるよう、医療依存度の高い重症心身障がい児者等の支援に関わる各分野の専門家と地域の課題や対応策について検討を行う。

（令和元年度の検討結果）

**【医療的ケア児に関する実態把握調査について】**

・医療的ケア児の定義について、厚生労働省に確認したところ、現時点では、改正児童福祉法上の規定である「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」以上の定義を示す予定はないとのことで、法規定以上の具体的な内容は示されていない。

・国においては、文部科学省の調査や厚生労働省の調査上の医療的ケア児の定義が異なるため、大阪府においても、各部署において定義が異なる現状にある。

・今後、部会として、医療依存度の高い重症心身障がい児者等が安心して地域生活を送れるよう関係機関との支援にかかる調査審議を行っていくにあたり、まずは大阪府における医療的ケア児の全体数を把握する必要があり、「医療的ケア児に関する実態把握調査」を行うこととした。

・調査方法については、厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業における「医療的ケア児に対する実態把握と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究」で用いられた手法を参考に、各種の在宅療養指導管理料の算定件数について、在宅療養支援診療所及び小児科のある病院へ照会をかけることとした。また、歯科については、国におけるレセプト情報・特定健診等情報データベース等を用いながら何等かの集計を出すこととした。今後、調査票の内容など詳細を決定していく。

**【医療依存度の高い重症心身障がい児者等の支援に関わるコーディネーターの役割について】**

・国からは、医療的ケア児等コーディネーターにかかる、大きな資質・役割は規定されているものの、既存の相談支援専門員との役割分担や、具体的な役割、想定される配置の仕方などが示されていないため、大阪府として考えるコーディネーターの役割の案について議論を行った。引き続き次年度も役割について検討していく。

51